

西村あさひ法律事務所

フェイクニュース・デマ情報への法的対応・基礎編 －②改正プロバイダ責任制限法による発信者情報開示手続と企業の対応

危機管理ニューズレター

2021年9月30日号

執筆者:

E-mail✉ [木目田 裕](#)

E-mail✉ [松本 佳子](#)

E-mail✉ [西田 朝輝](#)

E-mail✉ [沼田 知之](#)

E-mail✉ [宮本 聡](#)

目次

- I フェイクニュース・デマ情報への法的対応・基礎編－②改正プロバイダ責任制限法による発信者情報開示手続と企業の対応／沼田 知之
- II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子

I フェイクニュース・デマ情報への法的対応・基礎編－②改正プロバイダ責任制限法による発信者情報開示手続と企業の対応 執筆者：沼田 知之

前号(2021年8月31日号)でご紹介したとおり、近時、企業がフェイクニュースやデマ情報によって危機に立たされるリスクが高まっており、また、企業不祥事発生時における二次的被害としての虚偽情報の流布・伝播への対応もますます重要となっています。本稿では、こうしたフェイクニュースやデマ情報に対し、企業がどのように対応すべきか、法的観点を中心に基礎的な点から解説をします¹。

今回は、本年4月に成立し2022年後半に施行される予定の改正プロバイダ責任制限法(以下「改正プロ責法」といいます。)の概要や、これを踏まえた今後の展望について紹介致します。

1. 「フェイクニュース」・「デマ情報」への対応における発信者情報開示の位置付け

フェイクニュースやデマ情報によって企業が被害を被った場合、捜査当局に対して告訴又は被害届の提出を行って刑事処分を求めるほか、虚偽情報の投稿者・拡散者に対し、民事訴訟(損害賠償請求、差止請求、名誉回復措置請求・信用回復措置請求等)を提起したり、仮処分の申立てを行うことが考えられます。もっとも、SNSや電子掲示板への虚偽情報の投稿や拡散は、匿名やハンドルネームで行われることが多く、訴訟提起や仮処分申立てのためには、虚偽情報の投稿者・拡散者を特定する必要があります。刑事告訴や被害届の提出に当たっても、被疑者不詳であるよりは、投稿者等が特定されている方が、捜査当局に積極的な対応を促す上でプラスに働くこととなります。

このため、フェイクニュースやデマ情報に対して法的対応を講じる上では、発信者情報の開示はいわば避けて通れない最初の関門ということになります。

¹ 「フェイクニュース」という言葉は、その定義が明確ではなく、「disinformation」(虚偽情報・偽情報)あるいは「misinformation」(誤情報)という用語が用いられることもあります。本稿では、意図的に又は意図せず広められる虚偽もしくは不正確な情報であって、企業価値を毀損したり、正常な事業運営を妨げるおそれのある情報を広く検討の対象とすることとします。

2. プロバイダ責任制限法による発信者情報開示

(1) プロバイダ責任制限法の概要と発信者情報開示請求

プロバイダ責任制限法(以下「プロ責法」といいます。)は、インターネット上の情報流通による権利侵害について、被害者の救済と発信者の表現の自由等のバランスに配慮しながら、プロバイダが情報開示を行わなかった場合(プロ責法 3 条 1 項)、行った場合(プロ責法 3 条 2 項)のそれぞれについてプロバイダの免責要件を規定することで、SNS や電子掲示板等の運営者であるプラットフォーム事業者(ホスティングサービスプロバイダ。以下「HSP」といいます。)が虚偽情報・誹謗中傷等の権利侵害情報を削除するなどの送信防止措置を取ることを可能にしています。

また、プロ責法 4 条は、匿名による権利侵害情報の発信によって被害を受けた者が、加害者である発信者に対して権利行使を行うことを可能にするため、被害者のプロバイダに対する発信者情報開示請求権を定めている。これにより、被害者は、SNS・電子掲示板等の運営者である HSP や、発信者にインターネットへのアクセスを提供している通信事業者(アクセスプロバイダ)に対して、開示請求権を行使することが可能となっています。開示請求権の行使は、理論上は裁判手続によることなく行使し、プロバイダがこれに任意に応じることも可能ですが、実際には、裁判外での任意の開示は限定的なケースを除いて行われていません。プロバイダの側から見れば、開示請求権の有無について誤った判断をして任意に開示をした場合には自らが通信の秘密を侵害したものと法的責任を負うリスクがあることから、裁判外での任意開示には慎重になる傾向があるものと考えられます。

(2) 従前の制度の問題点

匿名で権利侵害情報が発信された場合、被害者としてはプロ責法に基づいて、まずは投稿先サービスの運営者である HSP に対して発信者情報の開示を求めることとなりますが、通常、HSP 自身は発信者の住所・氏名等の情報を有していないことが多いと考えられます。このため、発信者を特定するためには、①HSP に対して権利侵害情報の発信時(投稿時)の IP アドレス等の情報の開示を求めた上で、②当該 IP アドレス等を基に、発信者が投稿に用いたアクセスプロバイダを特定し、アクセスプロバイダに対して発信者の住所・氏名等の情報開示を求めることとなります。上記のとおり、この情報開示請求にはいずれも裁判手続を要する場面が多い²ため、被害者としては上記①・②の開示請求に関する裁判を経た上で、ようやく③発信者に対する損害賠償請求訴訟等の提起が可能となっていたわけです。このように、従前の制度では発信者情報開示の手続は、時間的にも手続的にも被害者側に重い負担を課すものであったといえます。

また、アクセスプロバイダが通信ログを保管する期間には時間的制限があるため、①の HSP に対する開示請求が認められ、②のアクセスプロバイダへの請求を行った段階では、既に通信ログが削除されてしまっており、権利侵害情報の発信者が特定できないというケースも生じていました。

(3) 改正プロ責法による対応

上記のような従来制度の問題点を是正するため、改正プロ責法においては以下のような是正策が採られることとなりました。

➤ 非訟手続の導入

従来の手続では、発信者の特定のためには、①・②の 2 回の裁判手続を経ることが通常必要であったところ、改正法の下では、発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする新たな裁判手続が創設されました(改正プロ責法 8 条)。同手続は、通常の訴訟とは異なる「非訟手続」(裁判所が必要に応じて後見的に関与し、判決ではなく決定により開示命令がなされる)として行われることとされています。

同手続において、申立人は、まず、HSP に対する IP アドレス等の開示命令とアクセスプロバイダに関する情報の「提供命令」の申立てをします(改正プロ責法 8 条、15 条 1 項)。裁判所による提供命令がなされると、HSP は申立人に対し、アクセスプロバイダの名称等の情報を提供します(改正プロ責法 15 条 1 項 1 号イ)。申立人は、これを受けて、開示されたアクセスプロバイダに対し、発信者の住所・氏名の開示命令及び、アクセスプロバイダにログの保存を命じる「消去禁止命令」の申立てをします(改正プロ

² ①の HSP に対する情報開示請求については仮処分手続によることが可能であるが、②については、ひとたび個人情報の開示がなされた場合、仮に開示が妥当でなかったと事後に判明しても事実上回復不可能であることから、正式な訴訟手続が必要であると実務上解されている。

責法 16 条 1 項)。そして、申立人が、アクセスプロバイダに対して開示命令の申立てをした旨を HSP に通知することにより、HSP はアクセスプロバイダに対して IP アドレス等の情報を提供することになります(改正プロ責法 15 条 1 項 2 号)。そして、最終的に、アクセスプロバイダに対して裁判所が開示命令を発令し、発信者情報が申立人に開示されます。手続的には若干複雑であるように見えますが、同一の裁判所において審理されること、両手続が併合して行われることが想定されていることから、従来よりも円滑・迅速な審理により短期間で発信者情報が開示されることが期待されます。

➤ ログイン型投稿への対応

SNS・電子掲示板等の中には、各ユーザーにアカウントを発行し、ユーザーが当該アカウントにログインした状態で投稿等を行う形式のサービスも多く含まれます。このようなログイン型投稿の場合、投稿時の IP アドレス等がログに保存されず、ログイン時の IP アドレス等のみが保存される仕様となっているケースがあります。このようなケースでは、投稿時、すなわち権利侵害情報の発信時における IP アドレス等は記録されていない一方、ログイン時の IP アドレスと発信時の IP アドレスが同一であるかは明らかでないことから、ログイン時の IP アドレスが発信者情報として開示の対象となるかどうかについて裁判例においても見解が分かれています。

改正プロ責法では、発信者の特定のために必要となる一定の要件を満たす場合には、ログイン時の IP アドレス等の情報を開示請求の対象とすることを明確化するとともに、ログイン時に経由したアクセスプロバイダも開示請求の相手方とすることを定めています。

3. 今後の展望

上記のとおり、改正プロ責法により、発信者情報開示の手続については相当の迅速化が図られることが期待されており、フェイクニュース・デマ情報に接した企業としては、今まで以上に積極的に法的措置を講じることを検討すべきと考えられます。

他方で、改正プロ責法の下でもなお、発信者情報開示のための法的手続には一定の期間がかかることが想定されます。また、裁判外の任意開示についても、各事業者がどの程度これに応じるかは定かではありません。そして、発信者情報の開示手続がなされている間にも、虚偽情報は広範囲に拡散していき、これを事後的に打ち消すことは困難になっていきます。更に、仮に投稿者に対して刑事罰が科されたり、民事上の法的責任を追及したとしても、拡散された虚偽情報を全て追跡・補足して削除することは不可能です。したがって、企業としては、発信者情報の開示に向けた対応のみを進めるのではなく、これに並行して、早期に HSP に対して投稿の削除を求めると共に、メディア・消費者・取引先・監督当局・投資家・従業員等の多様なステークホルダーに対して、正しい情報を提供したり、低下したレピュテーションの向上策を講じる必要があります。

次回以降、これらの対応や、不祥事発生時の二次被害としてのフェイクニュース・デマ情報への対応についてもご紹介していく予定です。

II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2021 年 9 月 7 日】

消費者庁、消費者契約に関する検討会「報告書」公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_001/

消費者庁は、2021 年 9 月 7 日、消費者契約に関する検討会の報告書を公表しました。

本報告書では、消費者契約法の改正案として、例えば、以下の事項が提案されています。

- 消費者の検討時間を制限して焦らせたり、広告とは異なる内容の勧誘を行って不意を突くなど、「事業者が、正常な商慣習に照らして不当に消費者の判断の前提となる環境に対して働きかけることにより、一般的・平均的な消費者であれば当該消費者契約を締結しないという判断をすることが妨げられることとなる状況を作成し、消費者の意思決定が

- 歪められた場合」における消費者の取消権を設ける(本報告書 7 頁)。
- 消費者契約法 9 条 1 号は、違約金条項について、当該消費者契約と同種の契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき「平均的な損害」の額を超える部分を無効とすることを定めているところ、「平均的な損害」の額に関する違約金条項の効力に係る訴訟において、事業者が、相手方が主張する「平均的な損害」の額を否認するときは、自己の主張する「平均的な損害」の額とその算定根拠を明らかにしなければならない旨の規定(立証責任の負担軽減のための特則)を導入する(本報告書 15-16 頁)。
 - 事業者の損害賠償責任の範囲を軽過失の場合に一部免除する旨の契約条項は、これを明示的に定めなければ効力を有さないこととする規定を設ける(本報告書 19 頁)。
 - 民法改正により、定型約款準備者(定型約款を準備した者)の相手方は、定型約款準備者に対し、定型約款の内容の表示を請求する権利(定型約款の表示請求権)を行使して内容を確認することができる旨が定められた(民法 548 条の 3 第 1 項)ところ、事業者は、消費者契約の条項として定型約款を使用するときは、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、定型約款の表示請求権の存在及び行使方法についての必要な情報を提供することを努力義務として定める³(本報告書 25 頁)。
 - 消費者契約法 3 条 1 項 2 号で、現在は、「個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で」情報提供を行う努力義務が定められているところ、考慮要素として、「年齢」を加える(本報告書 27~28 頁)。

【2021 年 9 月 14 日】

法務省、侮辱罪の法定刑の引上げに向けて審議会を設置

法務大臣の発言内容: https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00231.html

法制審議会一刑事法(侮辱罪の法定刑関係)部会: https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003010

法務大臣は、2021 年 9 月 14 日、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを踏まえて、侮辱罪の法定刑について、現行の「拘留又は科料」から、「1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げることを法制審議会に諮問する旨を公表しました。同月 22 日には、上記諮問に基づき、法制審議会一刑事法(侮辱罪の法定刑関係)部会の初回会合が開催されており、今後、侮辱罪の法定刑の引上げについて議論がなされる予定です。

【2021 年 9 月 17 日】

法務省、実質的支配者情報リスト制度の創設を公表

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html

法務省は、2021 年 9 月 17 日、実質的支配者情報リスト制度を創設することを公表しました。同制度は、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点から、公的機関において法人の実質的支配者に関する情報を把握することについて、FATF(Financial Action Task Force. 金融活動作業部会。)の勧告や金融機関からの要望等が出ていたことを踏まえ、導入されるものです。

同制度は、資本多数決法人である株式会社(特例有限会社を含む。)が、商業登記所の登記官に対し、当該株式会社が作成した実質的支配者⁴に関する情報を記載した書面を所定の添付書面とともに提出し、その保管及び登記官の認証文付きの写しの交付の申出を行うことができるという制度であり、2022 年 1 月 31 日から運用を開始される予定です。

³ もっとも、本報告書では、消費者が定型約款の内容を容易に知ることができるようにするための措置を講じている場合には、別途、定型約款の表示請求権についての情報提供を行う必要はないとされている。

⁴ 本制度の対象となる実質的支配者とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 11 条 2 項 1 号の自然人(同条 4 項の規定により自然人とみなされるものを含む。)に該当する者をいい、具体的には、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者をいうとされています。
 (1)会社の議決権の総数の 50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。)
 (2)(1)に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の 25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。)

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 